

「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。）は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会との繋がりを作り、社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする者など、様々な課題に直面している者がいる。

このように、就職氷河期世代への支援は喫緊の課題であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。以下「骨太の方針2019」という。）において就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組をとりまとめるとともに、厚生労働省においても「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日とりまとめ。以下「支援プラン」という。）により3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太の方針2022」という。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度から2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、「就職氷河期世代支援の推進に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日付け就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。）が策定されているところである。

このため、広島県においては、支援プラン及び行動計画に基づき、県内の関係機関を構成員として、当該世代の活躍の促進を図るための事業計画の策定、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」（以下「ひろしまPF」という。）を設置する。

2 構成

- (1) ひろしまPFの構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。
- (2) 上記構成員の他、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 各構成員の役割

上記2の(1)の構成員の役割は、下記のとおりとする。

(1) 行政側

- ① 広島労働局（職業安定部）

- ・ひろしまPFとりまとめ事務局（主担当）
 - ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（主担当）
 - ・福祉と就労をつなぐ県内市町のプラットフォーム（以下「市町PF」という。）との連絡調整
 - ・各種支援策の周知、広報
- ② 広島県（商工労働局雇用労働政策課）
- ・ひろしまPFとりまとめ事務局（副担当）
 - ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（副担当）
 - ・各種支援策の周知、広報
- ③ 広島県（健康福祉局疾病対策課・地域共生社会推進課・社会援護課）
- ・市町PFとの連絡調整
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討（その結果に基づき、必要な人に支援が届く体制の構築）
 - ・市町PFと連携して先進的な地域の取組に係る事例の把握と周知
 - ・各種支援策の周知、広報
- ④ 市町（広島市、福山市）
- ・ひろしまPFとりまとめ事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
- ⑤ 支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部、県の就労支援施設等）
- ・専門窓口、専門チームによる就職支援
 - ・企業説明会、面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・企業に対する処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人の確保
 - ・職業訓練の実施
 - ・ひろしまPFとりまとめ事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報

（２）他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・就職氷河期世代を対象とした求人募集・処遇改善等の企業への働きかけ
- 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援

- ・ イベントや会議等での各種支援策等の周知広報
- ・ 採用後のフォローアップ支援の充実（正社員化など）
- ・ ひろしまPFとりまとめ事務局への政策提案

4 ひろしまPFにおける取組事項

ひろしまPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（1）気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

（2）支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

- ① 正規雇用を希望していながら、不本意に非正規雇用で働く者
- ② 就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者
- ③ 社会との繋がりを作り、社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする者

（3）目標、KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ① 広島県におけるKPIについては、適切なものを検討の上設定する。
- ② KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

（4）市町PFとの連携について

広島県健康福祉局は、市町PFの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・ 経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援

・市町P Fの好事例の周知等

5 ひろしまP Fの会議運営について

上記の協議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 部会の設置

ひろしまP Fは、必要に応じ、労働・福祉分野ごとの部会を設置・開催することができる。

7 秘密の保持

ひろしまP Fの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和2年7月17日から施行する。

この要領は、令和5年4月26日から施行する。